

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月

私は、昭和60年*月に国民年金に加入し、厚生年金保険に加入するまでの国民年金保険料を親に納めてもらったのに、1か月間だけ保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除いて国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っている。

また、申立人が加入手続した時期や申立期間直後の昭和60年7月から61年3月までの国民年金保険料を過年度納付した時期は不明であるが、昭和61年度の保険料を現年度納付していることからみて、遅くとも62年4月までに61年度の保険料を納付したものと考えられ、この時点で申立期間の保険料についてもさかのぼって過年度納付することが可能である。

さらに、昭和60年度の申立期間後の国民年金保険料を過年度納付しながら、申立期間の1か月間のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から52年12月まで

いつごろであったかは定かでないが、私は社会保険事務所(当時)の知人に「このままでは年金が受給できない。」と相談したところ、今なら大丈夫と説明を受け、その知人に手続等を依頼し、お金を預けて未納だった国民年金保険料をすべて納付した。申立期間については、金融機関から借り入れて納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、社会保険事務所に勤務していた知人に国民年金の加入手続と保険料の納付を依頼したと述べており、保険料の納付に直接関与しておらず、その知人のほか、借入れの世話をしたとする金融機関の役員も既に他界しているため、当時の保険料の納付状況や借入れの状況は不明である。

さらに、市の国民年金被保険者名簿によると、昭和55年2月12日に県への国民年金特例納付資金の貸付申請を行うとともに、54年4月から55年3月までの保険料の現年度納付及び同月14日に53年1月から54年3月までの保険料の過年度納付並びに同年4月16日に39年5月から48年12月までの保険料が国民年金特例納付資金貸付金により特例納付されている。これら一連の保険料の納付は、それ以降申立人が60歳になるまで保険料を納付し続ければ、通算老齢年金の受給資格を確保することが可能となるものであり、申立人から相談を受けた知人が申立人の年金受給資格を確保するために必要な期間について保険料を納付したものと推察される。

加えて、申立人がその知人に保険料を預けたのは1回としており、昭和55年2月に納付した現年度及び過年度保険料と、その時点では未納となる期間が確定していない申立期間に係る保険料を一緒に預かっていたとすることは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは

できない。